

解剖学実習と死体解剖保存法の関連

技術センター 医学部等部門

医学科技術班 石原 博史

皆様, 解剖という言葉は, ふだんあまり聞き慣れない言葉だと思います. どんな仕事をしているのか, 私達の仕事の中身について, 少しでも御理解いただければ幸いです.

解剖の種類については, 正常解剖, 病理解剖, 法理解剖があります. 各解剖の内容は後述のとおりです.

- 1) 正常解剖 人体の構造を調べるための解剖.
- 2) 病理解剖 死後すぐ, 病変を調べるための解剖.
- 3) 法理解剖 変死体の死因を調べるための解剖.

解剖学実習で行うのは, 1) の正常解剖です.

広島大学には, 広島大学白菊会という篤志献体団体があり, 解剖学実習用御遺体は白菊会の皆さんによって献体されたものです. 広島大学白菊会は昭和38年に設立され, 現在まで延べ会員数4,800名, 現存会員数は2,700名近くになります. 現在, 毎年80名前後の方々から献体を受入れています.



【慰霊碑】

献体者の慰霊碑は昭和57年に建立されました. 高さ6,450 cm, 横4,800 cm, 幅4,800 cmのピラミット型をしています. 正面には『医学の礎にと献体された方々のために』と書かれた碑板がはめ込まれています.

広島大学では毎年10月に大学の行事として、献体者慰霊祭を行っております。御遺族をはじめ、来賓、白菊会会員、教職員、学生などの参列のもとに霞体育館で厳粛に行われます。

医学部、歯学部で行われる解剖やそれに伴う処置は死体解剖保存法に基づいております。これは解剖にたずさわるものにとっては、基本となる法律です。以下に抜粋しました。

第1条

この法律は、死体（妊娠4ヶ月以上の死産を含む、以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む、以下同じ）の教育又は研究に資することを目的とする。

第2条

死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師、その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合
- 2 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ）の解剖学、病理学、又は法医学の教授、又は助教が解剖をする場合

第9条

死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない、但し、特別の事情がある場合において解剖しようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第2条第1項第4号に掲げる場合は、この限りではない。

第10条

身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものとする。

第20条

死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取り扱いに当っては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

広島大学において、御遺体を処置及び保管並びに解剖実習を行う部屋は、解剖教育研究施設内にあります。この施設は、医学部医学科、医学部保健学科、医学部総合薬学科、歯学部等に挟まれ、ほぼ中央に位置します。この解剖教育研究施設は、昭和38年に建立され、当初は正常解剖、病理解剖、法医解剖が行われていました。そして病理法本保存室のみを残して、病理解剖室は広島大学医学部附属病院（現在、広島大学病院）へ移りました。さらに2年前、耐震補強のため改修された後は、専ら正常解剖と法医解剖に供されています。

死体解剖保存法第9条及び第10条にありますように、死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければなりません。さらに身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものと記載されています。解剖教育研究施設には、特に設けた解剖室になります。



【第2実習室】

御遺体の処置に関して

御遺体の処置及び取扱いに関しましては、第2条第1項及び第2項に記載されていますが、技術員については規定がありません。第2項の「解剖学、病理学、又は法医学の教授、又は助教授が解剖をする場合」は教授、又は助教授の監督の下で御遺体を処置することになります。

御遺体の処置に際しては、病原体の感染の危険性にも注意しなければなりません。そのため、今回新しいバイオハザード対応処置台を導入いたしました。

御遺体処置における取扱者に考えられる感染事故要因では、以下の3点が主なものになります。

- 1) エアロゾルによる感染
- 2) 汚染されている血液等に対する直接接触
- 3) メスなど汚染器具などによる負傷

御遺体処置室は、外部から新鮮な空気を取り入れ、壁際下部より吸引し、フィルターを通して微生物等を濾過します。その後、外部に排気するようなシステムになっています。処置台は、HEPAフィルターで浄化された空気を上部の吹出ブローから吹き出す。また、台サイドの吸引口から吸引することにより、処置台上の空気が流出しないような構造になっています。



【処置室】

保存処置が施された御遺体は、実習が始まるまで保管室に保管されます。ここには、最大 96 体まで保管できます。

解剖学実習では、医学部医学科の学生 100 名が 50～70 体の、歯学部歯学科の学生 60 名は 10～15 体の御遺体を解剖します。その他に、教員等が研究用に解剖します。現在の保管室では、ようやく 1 年分の御遺体を保管できる程度の能力しかありません。実習室が、医学部用、歯学部用にひとつずつ整備され、充実した実習ができるようになり、また白菊会への入会もますます増えている現在、もう少し収容能力を上げたいところです。

まとめ

解剖教育研究施設には、数多くの御遺体と人体標本があります。その御遺体のほとんどは白菊会会員の皆様からの献体によるものです。

第 20 条に「その全部若しくは一部を保存する者は、死体の取り扱いに当たっては、特に礼意を失わないうように注意しなければならない」とあるように、お預かりした貴重な御遺体は、今後とも慎重に対処したいと思っております。

平成 16 年度技術センター研修会にて